議題２（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律29条の規定により知事から意見を求められた令和２年２月定例府議会に提出される予定の次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第５条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

　この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第７条第２項に基づき承認する。

令和２年１月24日

大阪府教育委員会

○報告

１　不当労働行為救済申立事件に関する和解の専決処分の件

＜参考＞

　○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

　（教育委員会の意見聴取）

　第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

　○大阪府教育委員会事務決裁規則

　（事務の専決及び代決）

　第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

　（専決した事項等の報告）

　第７条　（略）

　　２　第５条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　要 |
| １ | 不当労働行為救済申立事件に関する和解の専決処分の件 | 大阪教育合同労働組合による不当労働行為救済申立事件に関する和解について、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分にしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるもの。  　専決日：令和２年１月22日 |